

ふなばしファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、ふなばしファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは、本部を公益財団法人船橋市福祉サービス公社内(船橋市本町2丁目7番8号)に置く。

(目的)

第3条 センターは、船橋市内において、子育ての援助を行いたい者(以下「協力会員」という。)と子育ての援助を受けたい者(以下「利用会員」という。)を会員として登録し、会員相互による子育ての援助活動を行うことにより、地域における子育て支援の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域における会員の募集、入会希望者に対する説明、会員登録及び相互援助活動の調整
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) センターの業務に関する広報業務
- (4) 会員に対する研修会の実施及び会員交流会の開催
- (5) その他、センターの目的の達成に必要な業務

(代表者)

第5条 センターに代表者を置き、公益財団法人船橋市福祉サービス公社理事長の職にある者をもって充てる。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー)

第6条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、第4条各号に掲げる業務のほか次の業務を行う。

- (1) 次条に規定する会員リーダーの協定及び連絡会議の開催
- (2) 会員リーダーの指導及び育成
- (3) 会員リーダー間の連絡調整
- (4) 会員からの援助活動に係わる相談等

(会員リーダーの配置)

第7条 センターは、地域における相互援助活動の円滑な推進のために必要があると認める時は、地域の会員の世話役として会員リーダーを置く。

2 会員リーダーは、センターが会員の中から選任するものとする。

(会員)

第8条 会員は、センターの目的と援助活動の趣旨を理解し、かつ次の各号の要件を満たす者であって協力会員または利用会員としてセンターの承認を受けた者とする。

- (1) 船橋市内に居住していること。ただし、利用会員にあっては、船橋市内の事業所等に勤務する者を含む。
 - (2) 利用会員にあっては、利用会員と同居している生後6ヶ月以上概ね13歳未満の児童(以下「対象児童」という。)を養育している者
 - (3) 協力会員にあっては、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する者
- 2 協力会員と利用会員は、両方会員としてこれを兼ねることができる。

(会員の登録)

第9条 会員として活動しようとする者は、センターに入会申込書(第1号様式)を提出し、登録の承認を受けなければならない。

- 2 協力会員の登録にあっては、センターの指定する研修を受講しなければならない。
- 3 センターは、前項の承認を受けた会員に対して、ふなばしファミリー・サポート・センター会員証(第2号様式)を発行する。
- 4 会員は、入会申込書の内容に変更が生じたときは、すみやかに、書面、電子メールその他センターが認める方法により届け出るものとする。

(会員の退会及び登録の抹消)

第10条 会員が退会しようとするときは、書面、電子メールその他センターが認める方法により届け出るものとする。

- 2 センターは、前項の規定による届出を受理したときは、登録を抹消し、当該会員に対して、会員登録抹消通知書(第3号様式)により通知するものとする。
- 3 会員は、退会の際、第9条第3項の規定により発行された会員証、その他センターが指示する書類等をセンターに返還しなければならない。
- 4 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、退会したものとみなし、登録を抹消するものとする。

- (1) 第8条第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠いたとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 所在不明等により、6ヶ月以上活動継続の意思確認ができないとき

(会員登録の取消し及び相互援助活動の停止)

第11条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取消し、または相互援助活動を一定期間停止することができる。

- (1) 故意または重大な過失により、会員またはセンターに損害を与えたとき
- (2) 次条に規定する事項に違反したとき

2 センターは、前項の規定により会員登録を取消し、または相互援助活動を停止したときは、当該会員に対して、会員登録取消・相互援助活動停止通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(会員の遵守事項)

第12条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと

- (2) 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと。会員でなくなった後も同様とする。
- (3) センター及び相互援助活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと
- (4) 毎年、センターが行う援助活動継続の意思確認に速やかに応じること
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、センターの目的に反する行為を行わないこと
(相互援助活動)

第 13 条 相互援助活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保育施設や放課後ルーム等の始業時間前または終了時間後に対象児童を預かること
 - (2) 保育施設や放課後ルーム等と自宅間において、対象児童の送迎を行うこと
 - (3) 対象児童が軽度の病気(回復期)の場合等、臨時的、突発的に対象児童を預かること
 - (4) 冠婚葬祭による外出、他の児童の学校等の行事の際、対象児童を預かること
 - (5) 買物等の外出時やリフレッシュのために対象児童を預かること
 - (6) その他、会員の仕事と育児の両立及び児童の福祉の向上において、必要と認める援助活動を行うこと
- 2 対象児童を預かる場合は、原則として協力会員の住居において行うものとする。
- 3 相互援助活動は、原則として宿泊は行わないものとする。

(援助活動時間)

第 14 条 援助活動時間は、原則として1時間を単位とし、1時間を超える場合は、30分を単位とする。

2 援助活動時間は、次の号に掲げる時間の範囲をいうものとする。

- (1) 対象児童を協力会員の住居において預かる場合は、協力会員が対象児童を預かったときから、利用会員または利用会員から委任を受けたものへ引き渡したときまで
- (2) 援助活動内容に送迎が含まれる場合は、協力会員の移動時間も援助時間とみなす

(援助の申込み)

第 15 条 利用会員が援助を受けたいときは、アドバイザーに対して援助の申込みをするものとする。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる協力会員を選任し、利用会員に紹介するものとする。
- 3 利用会員は、事前打合せ票を記入の上、前項の規定により紹介を受けた協力会員と事前打合せをし、援助の内容について合意しておくものとする。

(援助活動の記録)

第 16 条 協力会員は、援助活動が終了したときは、活動の記録を援助活動報告書(第5号様式)に記入し、利用会員の確認印を受けるものとする。

2 協力会員は、毎月、前項の活動の記録を翌月の5日までに、センター等に提出するものとする。

(援助活動に関する報酬等の基準)

第 17 条 利用会員は、別に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び実費を協力会員に支払わなければならない。

(事故の解決)

第18条 援助活動に起因する事故による損害については、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

(保険)

第19条 相互援助活動中等の事故に備え、保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険の掛け金は、センターが負担するものとする。

3 会員は、援助活動中に事故が発生した場合、直ちにセンターに報告をしなければならない。

(補足)

第20条 この会則に定めのない事項は、センターが別に定める。

附則

この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この会則は、平成17年10月26日から施行する。(一部改正)

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。(一部改正)

附則

この会則は、令和8年7月1日から施行する(一部改正)